

記者提供資料  
令和5年3月9日  
危機管理課（担当：山下）  
電話 559-5057（直通） 内線 2320

## 新型コロナウイルス感染症への対応について（第156報）

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりお知らせします。

- (1) 市内公共施設の利用について **別紙1**のとおり  
(地域共創部市民協働室協働推進課他)
- (2) 市や指定管理者が主催するイベント等について **別紙2**のとおり  
(経営管理部行政管理室危機管理課)
- (3) 市庁舎における職員のマスク着用等について **別紙3**のとおり  
(経営管理部行政管理室人事課)

## 市内公共施設の利用について

兵庫県対処方針(令和5年2月13日付)に基づき、市内公共施設の利用制限を下記のとおり解除します。

## 記

## 1 実施期間 令和5年3月13日(月)から

※ 今後の利用制限等の変更については、兵庫県対処方針の変更次第、あらためて市ホームページや施設窓口などでお知らせします。

## 2 対象施設等

## 【主な利用制限の解除内容】

- ① マスクの着用は、状況に応じて各個人の判断とします
- ② 屋内体育施設等の利用人数の制限を解除します
- ③ フリースペースの座席と飲食の制限を解除します

## 【共通の感染予防対策依頼事項】

- ① 発熱、咳などの症状のある人は利用を控えてください
- ② 密閉・密集・密接状態の回避（人と人との距離の確保、適宜換気は推奨します）

## 【市民センター等】

施設名	現行 (県独自措置) (R4. 6/1~R5. 3/12)	変更後 (県独自措置) (R5. 3/13~ )
<b>【体育施設以外】</b> さんだ・広野・藍・フラワータウン・ウッディタウンの各市民センター、有馬富士共生センター、高平ふるさと交流センター、ふれあいと創造の里、総合福祉保健センター、まちづくり協働センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館時間を22時とします(通常閉館)</li> <li>・フリースペースの座席は、1/2程度とし、間隔をあけて利用可とします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常運営とします</li> <li>・<u>制限を解除します</u></li> </ul>
<b>【屋外体育施設】</b> 高平ふるさと交流センターグラウンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館時間を22時とします(通常閉館)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常運営とします</li> </ul>
ふれあいと創造の里グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館時間を17時とします(通常閉館)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常運営とします</li> </ul>
<b>【屋内体育施設】</b> 高平ふるさと交流センター(多目的ホール)、ふれあいと創造の里(三田勤労者体育センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館時間を22時とします(通常閉館)</li> <li>・更衣室は利用人数を制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常運営とします</li> <li>・<u>制限を解除します</u></li> </ul>

### 【社会教育施設・総合文化センター】

施設名	現行 (県独自措置) (R4. 6/1~R5. 3/12)	変更後 (県独自措置) (R5. 3/13~ )
図書館 (本館、ウッディタウン分館、 藍分室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常運営とします</li> <li>・フリースペースの座席は、1/2 程度とし、間隔をあけて利用可とします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常運営とします</li> <li>・<u>制限を解除します</u></li> </ul>
心道会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館時間を 21 時とします (通常閉館)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常運営とします</li> </ul>
ガラス工芸館 有馬富士自然学習センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常運営とします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常運営とします</li> </ul>
野外活動センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常通り(キャビンは、利用定員の 1/2)</li> <li>・座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用等の一定要件を満たす場合は、飲酒可とします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常運営とします</li> <li>・<u>制限を解除します</u></li> </ul>
総合文化センター(郷の音ホール)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館時間を 22 時とします (通常閉館)</li> <li>・大ホール、小ホール、リハーサル室での大声を発する利用については利用定員の 1/2 とします</li> <li>・フリースペースの座席は、1/2 程度とし、間隔をあけて利用可とします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常運営とします</li> <li>・<u>制限を解除します</u></li> <li>・<u>制限を解除します</u></li> </ul>
三田ふるさと学習館 旧九鬼家住宅資料館 三輪明神窯史跡園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常運営とします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常運営とします</li> </ul>

### 【子育て関連施設】

施設名	現行 (県独自措置) (R4. 6/1~R5. 3/12)	変更後 (県独自措置) (R5. 3/13~ )
<b>【地域子育て支援拠点】</b> 多世代交流館 駅前子育て交流ひろば 地域子育て支援センター 駒ヶ谷運動公園子育て交流ひろば <b>【児童厚生施設】</b> 池尻児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間帯を区切り、利用人数に一定の制限を設けます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>通常運営とします</u></li> </ul>
<b>【多世代交流施設】</b> 多世代交流館シニア・ユース ひろば	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常閉館(20時30分)とします (※日曜日閉館時間:17時30分)</li> <li>・時間帯を区切り、利用人数に一定の制限を設けます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>通常運営とします</u></li> </ul>

## 【公園等スポーツ施設】

施設名	現行 (県独自措置) (R4. 6/1~R5. 3/12)	変更後 (県独自措置) (R5. 3/13~ )
<b>【屋外施設】</b> アメニス城山公園、三田谷公園、中央公園、学園東公園、親和学園駒ヶ谷運動公園、テクノ公園、小野公園、下青野公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメニススキップースタジアム(アメニス城山公園野球場)、テニスコート(アメニス城山公園)、多目的広場(親和学園駒ヶ谷運動公園)は21時を閉館時間とします(通常閉館)</li> <li>・更衣室・シャワー室は利用人数を制限します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常運営とします</li> <li>・<u>制限を解除します</u></li> </ul>
<b>【屋内施設】</b> アメニス城山体育館、親和学園駒ヶ谷体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館時間を21時とします(通常閉館)</li> <li>・更衣室、シャワー室は利用人数を制限します</li> <li>・観客席、フリースペースの座席は、1/2程度とし、間隔をあけて利用可とします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常運営とします</li> <li>・<u>制限を解除します</u></li> <li>・<u>制限を解除します</u></li> </ul>

※今回、体育館等において制限を解除しますが、共通の感染予防対策事項等には、十分に留意をしながらご利用をお願いします。

### 3 その他

- ・各施設に関する相談は、各利用施設までお願いします。

#### 【市民センター等】

地域共創部市民協働室協働推進課  
(担当:古家)直通 559-5039(内線 2701)

#### 【社会教育施設・総合文化センター】

地域共創部市民協働室文化スポーツ課  
(担当:嘉土)直通 559-5145(内線 2470)

#### 【子育て関連施設】

子ども・未来部子ども未来室すくすく子育て課  
(担当:大西)直通 559-5079(内線 2610)

#### 【公園等スポーツ施設】

まちの再生部地域整備室公園みどり課  
(担当:白井)直通 559-5110(内線 2840)

## 市や指定管理者が主催するイベント等について (令和 5 年 3 月 13 日～)

市や指定管理者が主催するイベント等の対応方針については、兵庫県の方針のとおりとします。

### 1 基本的な考え方

市や指定管理者が主催するイベント等の実施にあたっては、主催者として新型コロナウイルス感染防止対策を講じるとともに、参加者への遵守事項を明確にし、協力を得ながら実施する。

### 2 開催制限の目安等

区分	収容率	人数上限
感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けたもの (参加者が 5,000 人超かつ収容率 50% 超のイベント)	100%以内	収容定員まで
その他 (感染防止安全計画を策定しないイベント)	100%以内	5,000 人又は 収容定員 50% のいずれか大きい方

※収容率と上限人数のいずれか小さい方を限度

○参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントの開催を予定する場合には、「感染防止安全計画」を策定し、県対策本部事務局の事前確認を受ける。

○「感染防止安全計画」を策定しないイベントについては、県対策本部事務局所定の様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表する。

※屋外イベント開催時は兵庫県「花火大会・祭りなど屋外イベントに求める感染対策の基本的な考え方」を参考とすること。

### 3 感染対策の徹底

○イベント等の開催にあたっては、「三つの密」＝【密閉(換気が悪い)・密集(十分な距離確保ができない)・密接(近距離での会話など)】が発生しないよう席の配置

や「人と人との距離の確保」、「混雑時のマスク着用」など、基本的な感染防止策を講じる。

○収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度(できるだけ2 m、最低1 mを確保)の間隔を確保すること。

○飲食を伴う場合には、感染防止対策を徹底する。

- ・必要に応じたパーティションの設置
- ・手指消毒の徹底
- ・混雑時のマスク着用を推奨
- ・換気の徹底 など

#### 4 開催時の注意事項

○発熱等の症状のある方の入場禁止

- ・発熱・咳・咽頭痛などの症状がある。
- ・同居の家族や、身近な人に新型コロナウイルス感染症の感染疑いがある。

○換気の徹底

- ・窓が開閉可能な場合は、窓を開けて行う又は休憩時等に窓を開けるなど、換気を徹底する。
- ・冷暖房運転時にも、30分に5分程度の換気に努める。

○接触感染の防止

- ・消毒用アルコールを備え付ける。
- ・物品等を使用する場合は、消毒する。

○飛沫感染の防止

- ・席などの配置にあたっては、人と人との間に十分な距離の保持（1 m以上）に努めること。
- ・混雑時のマスクの着用を推奨する。

#### 5 後援（後援名義を含む）の取り扱い

市が後援（後援名義を含む）する場合は、本方針を遵守するように要請する。

## 市庁舎における職員のマスク着用等について

標記の件について、令和5年3月13日から下記の取り扱いとします。

### 記

- 1 市庁舎における職員のマスク着用は個人の判断とします。  
ただし、窓口対応等で市民と接する場合は、引き続き着用をお願いします。  
(来庁者等へマスク着用を呼び掛ける必要はありません。)
- 2 室内の定期的な換気や消毒、窓口のパーテーション設置は継続します。  
また、手洗いの励行や手指の消毒も引き続きお願いします。

### 【参考】《厚生労働省推奨》 マスク着用が効果的な場面

- 通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する際のマスク着用
- 重症化リスクが高い職員が混雑した場所へ行く際のマスク着用
- 医療機関や高齢者施設等へ訪問する際のマスク着用

経営管理部行政管理室  
人事課（担当：前川）  
直通 559-5037（内線 2340）